

【杉並区保健福祉計画】
杉並区障害者施策推進計画(案)に対する区民等の意見概要と区の考え方について

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

NO	意見概要	区の考え方	意見全文(別紙1)の該当番号
1	障害者本人だけでなく、その家族も含めて孤立させない社会環境の整備と行政支援が不可欠であると考え。それを達成する為には行政支援の窓口の明確化等コミュニケーション体制の構築が求められる。	障害者だけでなくその家族も含めて地域で孤立させない仕組みづくりは、本計画で重要な視点と考えています。障害者の家族が、孤立した環境とならないよう情報提供や相談体制、福祉サービスの充実などに取り組みます。ご意見を踏まえて、より分かりやすい表現となるよう施策の視点に文言を追記します。	5
2	障害者、高齢者、子どもなどとの共生社会を目指すこと、大いに期待する。施設再編などに関して、上記の関係部署が区民の希望を組み取り、反映できるようプロジェクト的なものを作って進めて頂きたいと思う。その際には、日頃の生活面でサポートしている社会福祉協議会、地域包括、民生委員などの意見を重点的に採用してほしい。組織にとらわれず日々活動されている。障害者、高齢者、子どもなどがみんなで使えるような施設をぜひ考えてほしいと思う。	区立施設の老朽化等への対応に当たり、具体的な取組を検討する際には、区立施設マネジメント計画に基づき、施設利用者や地域住民等と全体最適・長期最適の視点や、施設や地域の課題を共有した上で、ワークショップや意見交換会等を通じて幅広く地域の意見を聴取するなど、対話により課題の解決策(取組案)を共に考えていきます。取組案をまとめていく際には、庁内の関係部署はもとより、ご意見にありますような多様な主体と連携しながら、より良い施設づくりに取り組んでいきます。	14
3	区立全域の公共機関に、簡易ベットと広めのユニバーサルトイレを設置希望する。まだついていないところがあり、リクライニング車椅子やストレッチャーだと狭くて入れないのと、座位不可なのでベッドでないとおむつ交換ができなくて困っている。図書館や、区民センターなどのエレベーターが、ストレッチャーでそのまま乗れるくらいのに変更が難しければ、荷物用でもすぐに案内できるように区の職員の方に配慮していただけるとありがたい。	区内の公共施設については、令和5(2023)年3月に改定した区バリアフリー基本構想に基づき、新築・改築・大規模改修時に障害当事者など区民の皆さまの意見をお聞きする機会を設け、誰もが使いやすい施設整備について検討を進めていきます。また、障害者が区の施設を安心して利用できるよう、施設環境が整っていない場合は職員等が障害者それぞれの状況に応じた対応を行うなど、合理的配慮の提供を徹底していきます。	17
4	最近改修したばかりのセッション杉並ですが、館内案内がわかりづらいと思う。館内の配置図、利用状況表示に併せてトイレ、エレベーター利用の表示も工夫をお願いします。更衣室がトイレ内にあるのも表示が不足していてわかりづらい。表示が困難であれば、障害者への対応も併せてコンシェルジュのような方の配置を望む。	大規模改修後のセッション杉並のサイン表示については、年齢や障害の有無などにかかわらず、わかりやすいユニバーサルデザインに配慮して設置したところですが、地下1階に更衣室があることについては、今後1階ロビー内に表示するよう検討します。合わせて、1階総合案内での対応もきめ細やかに行なっていきます。	14
5	障害者の一番の問題は、親が亡くなった後、どのように一人で生きることができるか、ということである。区役所をはじめ区内の様々な企業や学校が、一人でも多く障害者を雇い入れ、育てるかを具体的に推進していくことが必要だと思う。障害者の能力区分で出来ること、出来ないことを洗い出し、可能なレベルから推進していくことが大切ではないか。	区では、障害者の就労を推進するため、区役所で障害者雇用を計画的に進めるとともに、杉並区障害者雇用支援事業団(ワークサポート杉並)と連携し、障害者を受入れる企業の開拓に取り組んでいます。また、就労へのイメージづくりの場として、職場体験実習の受入れの拡充に取り組むなど、引き続き障害者一人ひとりのニーズや能力に応じた就労を支援します。	6

NO	意見概要	区の方考え方	意見全文 (別紙1)の 該当番号
6	<p>障害者就労の実態について、仕事に対する満足度、賃金の平均収入、勤務時間などもう少し詳細がわかれば、問題点や改善点について一緒に考えられるのではないかと感じた。</p> <p>障害者の就労支援と共に雇用促進企業への区のバックアップはどのようなものがあるのか気になった。</p>	<p>本計画の策定に当たっては、令和4(2022)年度に障害者(児)及び障害福祉サービス事業所等を対象に実施した「地域生活に関する調査」の結果等を参考に検討を行いました。この調査では、就労状況に関する設問も設けており、回答内容を踏まえながら、就労支援の取組を進めていきますが、今後は計画策定段階から障害者就労の実態などのデータを示せるように検討します。</p> <p>なお、区では、杉並区障害者雇用支援事業団(ワークサポート杉並)と連携し、公共職業安定所、就労支援事業所、特別支援学校等が参加する雇用支援ネットワーク会議において、企業担当者への障害理解に関する研修会や障害者の就労に関する情報共有などを実施しています。また、職場環境の整備や仕事の切り出しなど具体的な相談・助言や障害者の就労後の相談にも適切に対応するなど、今後も障害者本人だけでなく、企業への支援についても実施します。</p>	10
7	<p>重度重複しょうがい者の項目がないので、作成してほしい。P43では、「障害者一人ひとりのニーズや能力、個性に応じた多様な働き方が可能となるよう、障害者と企業それぞれに対して、就労相談を実施します」とあるが、重複しょうがい者が具体的に働くことを相談するところがない。オリヒメなどロボットを使ったリモートワーク、障害当事者として介護やケアされるモデル、アート活動の作品をパッケージデザインにするなど、仕事を区と協働して創作する部署などがあってほしい。</p>	<p>重度重複障害者の項目は設けてはいませんが、重度障害者も含め、障害の程度や個々の能力・特性などに応じた障害者の就労を今後も支援していきます。なお、ご意見のあった部署の創設をする考えはありませんが、区では、杉並区雇用支援事業団(ワークサポート杉並)と連携し、令和6(2024)年度から重度重複障害者を含む重度障害者向けのプログラムの提供を開始していく予定であり、より一層障害者の就労を後押ししていきます。</p>	17
8	<p>下高井戸、永福、和泉あたりに住んでいる方にとって区役所、区民事務所に出向くのがかなり困難である。高齢者が利用する施設への移動も同様である。公共交通サービスを井の頭線最寄り駅から永福体育館、下高井戸運動場、おおぞら公園など経由してアクセスできるようにお願いする。</p>	<p>区では、民間路線バス等の路線新設が難しい中で、地域公共交通計画に基づき、既存のバス路線を補完する、新たな公共交通サービス等の検討を進めており、今後、Ma a S※を基軸とした、移動サービスの具体化を図っていく考えです。</p> <p>※Ma a S: Mobility as a Serviceの略。ICT活用による移動をスムーズにつなぐ新たな「移動」の概念又は様々な移動サービスを1つに統合させた新たなモビリティサービス。</p>	14
9	<p>障害者関連、および地域でのつながりに微力ながら手伝っている。多くの活動団体が、活動資金に困窮している。ぜひ支援の体制を強化して頂きたいと思う。</p>	<p>障害者団体など、地域の様々な団体の活動活性化等が図れるよう、区では心身障害者団体助成をはじめとした様々な活動支援を行っています。</p> <p>引き続き、障害者、高齢者、子どもなど、誰もが住みやすい杉並区とするために地域活動団体への支援に取り組んでいきます。</p>	14
10	<p>緊急時対応コーディネーターを「配置」とあるが、既に区内4か所にあるのか。コーディネーターはどういう方々か。キャリアは十分にあり相談者に寄り添った計画ができるのか。こういう計画をたてるには家族構成・状況や本人の成育歴・性格など多くの事情を伝えなくてはならない。当事者や家族はコーディネーターを信頼できるか。</p> <p>緊急時の支援体制を整えるとある。どのような体制なのか、現状はどうなのか。現在、ショートステイがとりにくいと聞いているが、緊急時にベッドが足りなくても受け入れるのか。「緊急時対応事業」を新たに作るという事なのか。</p> <p>居宅介護、通所施設など障害者に関わるすべての事業者が緊急時の支援を行えるよう、とある。現に当事者が通所している施設が24時間体制の入居支援施設なら対応できるかもしれないが、通所のみ行っている区立施設などでは職員体制を考えると、できないのではないか。</p>	<p>緊急時コーディネーターは、社会福祉士・精神保健福祉士などの有資格者を、3か所の障害者地域相談支援センター(すまいる)及び基幹相談支援センターに1名ずつ配置しています。緊急時対応計画の作成に当たっては、相談支援専門員をはじめとした既にご本人やご家族と関わっている支援者とも連携しながら計画を作成していきます。</p> <p>緊急時対応事業はすでに複数の短期入所施設とベッド確保の契約等をしてはいますが、より多様な方の受け入れが進むよう、通所施設、居宅介護、移動支援などの複数サービスを組み合わせながら、緊急時の対応を行える仕組みづくりを進めていきます。</p>	13

NO	意見概要	区の方考え方	意見全文 (別紙1)の 該当番号
11	緊急時の第一次の受皿として、ショートステイに加えて、通所施設への協力依頼を提案する。特に日中活動先のある対象者の受皿として検討してほしい。設備面、運営面等施設側が前向きに検討できる内容にすることが重要である。	ご指摘のとおり、緊急時対応事業は現状の短期入所のみでなく、通所施設も含め様々なサービス事業者、支援者が関わることが重要であると考えています。緊急時には、通所施設、居宅介護、移動支援など障害者に普段関わっている支援者が一緒に支援にあたるような区独自の事業を実施し、関係機関が連携して障害のある方が住み慣れた地域で暮らし続けられるような仕組みづくりを進めていきます。	3
12	基幹相談支援センターが「相談支援体制の中核として」とあるが、職員の資質やスキルが十分か。現に例えば特定相談支援事業所の相談など十分に活用されている存在なのか。「機能の充実」とあるが人材を増やすという事か。 3層の相談支援体制というのは、特定相談支援事業所の上にすまいるがあり、さらにその上に基幹相談支援センターがあるという事か。屋上屋を重ねるだけではないか。特定相談支援事業所の力量の差がなく、障害者に寄り添った計画を立て、しっかり見届けることができるなら、すまいるや基幹相談支援センターに相談しない。それともこれは事業所が相談に行くという事か。	区の相談支援体制は、第一層が障害福祉サービスを利用する方の一番身近な窓口である特定相談支援事業所、第二層がサービス利用の有無にかかわらず広く障害のある方やそのご家族の生活全般の窓口である障害者地域相談支援センター(すまいる)、第三層がその2つの相談機関を含む地域の相談支援体制を取りまとめ強化するバックアップ機能である基幹相談支援センターの3層体制となっています。 基幹相談支援センターは、特定相談支援事業所、障害者地域相談支援センター(すまいる)への専門的指導・助言を行うとともに、相談スキルの向上に向けた研修の実施など、相談窓口の機能の充実を図っていきます。	13
13	私は精神障害者の家族で、障害者団体の会員である。私の周りにいる当事者の方々は通院は何とかしているが、それ以外は引きこもりデイケア、作業所等には全く行けず、家庭の中だけで家族だけと何とか暮らしている。狭い家庭の中だけで、長年過ごす事でのストレスは当事者、家族も相当に負担でなかなか症状の改善も望めない。高齢化した親達は目前に迫る将来の不安で、針のむしろ状態で過ごしている。 これを何とか改善出来る方法として、十数年前のように保健所に精神病、精神障害者に対して特化された保健師が大勢いて、何でも相談でき、家庭訪問も頻繁にしてくれたことで、当事者も家族も孤立せずに前向きに生きてこれた実績が多くあった。多くの在宅で過ごす当事者の支援は、とても大事な政策と思い、付け加え切りに希望する。	杉並区障害者地域相談支援センター(すまいる)では、障害手帳の有無や障害種別に関わらず、障害のある方やご家族等の生活全般に関する相談を受けていますが、状況に応じて訪問支援も実施しています。今後も、関係機関と連携しながらサービスにつながっていない方やその家族への支援が充実していくよう取り組んでいきます。 また、保健所、保健センターにおいても地区担当保健師等が相談対応をしていますが、より身近な相談機関となるよう、障害者団体の意見を聴取し引き続き相談支援に取り組んでいきます。	11
14	区が見ていない、区外の民間施設において、福祉サービスを受けている人がいるかと思う。そういう人には区のサービスが届きにくくなる可能性があるので、アプローチ方法を検討して欲しい。	区においてサービスの支給決定をした区外施設の利用者については、定期的実施しているモニタリングなどを通して、特定相談支援事業所や施設などと情報を共有し、本人の望むサービスとなっているか適宜確認していますが、これに加えて区外の関係機関等とも連携し、必要なサービスが適宜届くよう取り組んでいきます。	2
15	障害者施策においては、その障害者の方の年代、障害の内容、障害者の家族など支援者へのサポートの問題、対策は一樣ではないと思う。また、障害者本人へのケア内容はさまざまで、その方たちの家族などのサポーターの人たちが公的機関のサポートをどこでどのように受けられるのかがわかりにくくなる事も予想される。このため、公的機関のサポート体制をわかりやすくすることが大切になると思う。	障害者への支援は、障害特性、年齢、家族状況などにより様々で、個々に応じた支援が必要となります。そこで、令和6(2024)年度に杉並区の障害福祉サービス、相談機関などの情報を検索できるシステムを導入し、各窓口をわかりやすく周知できるような環境を整える予定です。また、状況に応じて支援者から出向いて相談を受けるなど、支援を必要とする方が適切に相談先につながる体制をさらに整えるとともに、相談機関、支援事業者などが連携して対応できる相談支援体制の強化に取り組んでいきます。	4
16	一概に障害者といっても、障害の程度や状況がそれぞれ違うと思う。その程度や年齢、状況により、きめ細やかな支援が必要だと思う。そのためにも、公的機関の支援の体制が非常に重要になると思う。自立への支援。		7
17	家族の高齢化など、本人の問題だけでなく息の長いサポート体制も必要である。外から見えにくい面もあり公的な機関の窓口をわかりやすく相談しやすくするだけでなく積極的な広報活動も必要ではないか。		8

NO	意見概要	区の方考え方	意見全文 (別紙1)の 該当番号
18	同行援護、家事援助体制を継続し、情報提供を頼み、社会参加の取組を継続する。	身体介護・家事援助などを行う居宅介護や、同行援護などの障害福祉サービスを安定的に提供できるよう、人材の確保・育成に取り組んでいきます。また、余暇活動等に関する情報を検索できるシステムを新たに導入するなど、障害者の社会参加を今後も支援していきます。	9
19	「実地指導の実施と質の向上に向けた仕組みづくり」で、サービス向上のために施設訪問を行い指導・助言を実施とあるが、スーパーバイザーとなるような人材が存在するのか。3年間の取組として事業所を訪問し関係書類の閲覧等々する、とあるが民間事業所に対して「査察」のようなことができるのか。	区には、スーパーバイザーのような人材はいませんが、区職員が、東京都等の外部機関の研修を受講するなどして、スキルアップを図り実地指導にあたっています。国と東京都の指針に基づき、障害福祉サービス事業者に対して、順次施設への立ち入りによる実地指導を行なっています。	13
20	区立障害者通所施設の職員がチームを組んで民間事業所へのアドバイス云々とあるが、現在でも入浴介助などで、利用者からは人手不足ではないかと心配の声がある。外部への巡回指導を実施する人的な余裕があるのか。	当該取組は、障害の重度化への対応や障害者支援の質に関する区民要望等を背景に、日頃重度障害者等の支援に当たっている区立障害者通所施設の経験を踏まえて、民間事業者の支援を行っていくとしたものです。なお、区立障害者通所施設の利用状況等を考慮し、当面は通所施設を中心に実施し、段階的に取組を拡充していく考えです。	13
21	一言で障害者と言っても生まれつきのもの、後天的なもの、あまりに特性が多岐にわたる。障害者のケアサポートにはマンパワーが必要だが、不足しているのが現実である。	ご指摘のとおり、障害者支援に当たっては、障害の程度や状況などに応じた個別性の高い支援が必要であり、福祉人材等のマンパワーの確保が欠かせません。そのため、障害福祉人材の確保・育成の取組を着実に進め、障害者が安心してサービスを受けられる環境を整えていきます。	8
22	精神障害者が地域で生活できるようにACT（包括型地域生活支援プログラム）を杉並区でも実施、充実させてほしい。 杉並区の諸制度が精神障害の当事者、支援者にとって柔軟性を欠き使いにくいということを耳にするので窓口の意識の改革から障害者に優しい杉並となるようお願いする。	区では、精神障害の当事者・家族・支援者などのご意見を参考に、区の実情に応じた支援として、病状が不安定な方や治療中断者・未治療者等については、本人の意思を尊重しながら適切な医療や障害福祉サービスの利用を支援し、本人及びその家族等が安定した地域生活を送れるよう、保健センターの地区担当保健師、精神保健福祉士等が訪問支援を行う保健型アウトリーチ事業を実施しています。精神科病院からの退院支援については、精神障害者退院支援対応マニュアルに基づき、保健センターや障害者分野の職員が精神障害者のニーズを把握し、健康や生活に関する継続的な支援を行っています。引き続き、より精神障害者や家族にとって有用な支援体制となるよう、多職種多機関で精神障害を持つ方の地域生活を支援しています。	12
23	「ケアラーへの支援の充実」で、ケアラーの実態を把握した上でとあるが、現在介護が限界に近い家庭もあることは毎年訴えている。これから実態把握というのは、まだまだ負担軽減の手が差し伸べられないという事か。「情報提供、相談体制」が充実して情報を貰っても、実際に各家庭にヘルパーやパワースーツなど具体的な「もの」が提供されないで、3年間の調査待ちのように見える。	当該取組は、障害者だけでなく介護者の高齢化が進んでいる現状を踏まえて計画化したものであり、個々の状況に応じた支援を的確に行うため、まず実態調査を実施し、必要な支援を行っていくものです。実態を把握した上で、介護機器の貸与・給付等も含め日常生活における介護負担の軽減につながるよう、具体的な取組を検討していきます。	13
24	重度身体障害者通所施設について、整備に向けた検討を進めていく、とあるがこれからの3年間で検討して実際に開設されるのは何年後になるのか。知的障害者の通所施設については具体的な時期が明記されているので、実際に開設されるだろうと安心感がある。都有地活用という方法をとれるなら身体障害者の通所施設についても国や都の土地を活用できるのではないのか。	障害者施設の整備については、施設規模等にもよりますが、用地確保ののち、事業者選定、工事など開設までに5～6年程度を要します。ご指摘のとおり、身体障害者を対象とした施設整備については、現時点において具体化した計画はありませんが、重度身体障害者通所施設の整備は急務の課題と捉えており、国有地や都有地の活用も含め、新規施設の開設に向けた用地確保等に取り組んでいきます。なお、ご意見を踏まえ、記載を修正します。	13

NO	意見概要	区の方考え方	意見全文 (別紙1)の 該当番号
25	すぎのき生活園が設備の老朽化などのために長寿命化改修を行うなら、同様に現状では男女別のトイレさえなく、設備等が改修できないこすもす生活園についても同様の計画が必要ではないか。	こすもす生活園のトイレについては課題として認識していますが、施設の構造上の課題に加えて、大規模な工事を行うためには施設の利用制限しなければならず、現状では抜本的な対応が困難なことから、同施設の2階のトイレを利用するなど、運用面を工夫していきます。また、施設の長寿命化改修については、建物の老朽化の状況等を踏まえながら、今後適切な時期に計画化していきます。	13
26	グループホームの要件を満たした民設民営の重度心身障がい者、医療的ケア対応（18歳以上なら高齢者も対象）のシェアハウス(世田谷区IDEALをビジネスモデルに)を杉並区にも増やして、障害者が地域住民ともっとつながると、共生社会の実現へ近づくとと思う。区営住宅の1階をそのようなコンセプトの住居にするのもよい。	障害者が住み慣れた地域で生活を送り続けられるよう、障害者グループホームの開設を促進するとともに、居住支援協議会障害者専門部会や地域自立支援協議会などにおいて、ご意見のあった事例の検討も含め多様な住まいの確保に向けて取り組んでいきます。	17
27	「地域で住み続けるための支援」の取組に加えて、運営面での支援を加えてほしい。昨今各GHは利用者の高齢化、コロナ感染問題もあり、日中ホーム内で利用者支援をするケースが多く、現在の制度上では運営を圧迫してしまっている。高齢障害者の生活を支えるという視点でも何らかの対策が必要と考える。	グループホームの利用者の高齢化などにより、通所施設等に行くことができない利用者の日中支援を行っている現状があることを認識しています。今後、報酬改定を踏まえた国や都の動向などを注視するとともに、より本人に適した日中支援サービスを高齢者分野との連携等も含め検討するなど、様々な視点から取り組んでいきます。	3
28	今後の杉並では、障害のある人が、自宅で暮らせるよう、バリアフリーを進めること。	区では、障害の状況などに応じて段差の解消などの住宅改修費の助成を行っており、障害者の住まい環境改善に引き続き取り組んでいます。	9
29	人工呼吸器を使用している重症心身障害「者」も「児」と同様に区内でショートステイ先が必要。「者」の場合「児」より親が高齢になり介護力が低下してくる。人工呼吸器は利用者ごとに設定も難しく一般病院での受け入れは相当困難が予想される。しかし普通のショートステイより命を守るための必要度、緊急度は高いので「児」「者」共に利用できるよう、検討、実施を進めて欲しい。	人工呼吸器を使用している重症心身障害者も重症心身障害者児と同様に区内でショートステイ先が必要なことは区も認識しており、障害児だけでなく障害者もあわせて、ショートステイ先として区内の医療機関等での受け入れが確保できるよう、東京都等とも連携し検討を進めていきます。	13
30	後見人制度をなくす。民生委員制度をなくす。ケア24の登録を受け付けない。	成年後見制度は、判断能力が十分でない障害者等の権利を守る制度です。本人の意思決定が反映された支援が受けられ、地域で安心して暮らし続けることができるよう、今後も制度の適切な運用に取り組んでいきます。民生委員・児童委員は、法律に基づいて、厚生労働大臣に委嘱された地域の身近な相談役として、行政や関係機関へつなぐ橋渡し役を担い、地域福祉の向上に努めています。今後の更なる少子高齢化や核家族化の進展を踏まえると、民生委員・児童委員の果たす役割は、ますます重要になると認識しています。ケア24は、総合相談の充実を図り、認知症施策や生活支援体制の整備、医療と介護の連携等による支援を一体的に提供する地域包括ケアを推進する拠点として、必要な支援ができるよう取り組んでいきます。	9
31	重症心身障害児放課後等デイサービスについて、2024年度・2025年度に1か所ずつ開所の計画が示されているが、重症心身障害児の数に対し、引き続き受け入れ可能な人数が圧倒的に不足していること、また医療的ケア児の利用が優先され、医療的ケアのない重症心身障害児の利用が劣後している実態について理解し、更なる施設の拡充について推進をお願いしたい。	区内の重症心身障害児放課後等デイサービス事業所については、医療的ケア児の定期利用を基本としていますが、多くの子どもたちにサービスを利用していただくよう、医療的ケアの有無を問わず、杉並区民の重症心身障害児について利用者が欠席した場合等のスポット利用を令和6(2024)年1月から認めることとしました。今後ですが、実行計画に基づき重症心身障害児放課後等デイサービス事業所の開設を進め、受入れ体制の拡大を図りますが、医療的ケアの有無を問わず、重症心身障害児が放課後等の居場所としてサービスが利用できるよう、需要把握に努めながら、更なる事業所の開設について検討してまいります。	16

NO	意見概要	区の方考え方	意見全文 (別紙1)の 該当番号
32	<p>障害児の放課後の居場所の拡充について、計画に具体性がなく、今後3年間で計画が推進できるのか不安である。また、「障害者施策課と児童青少年課において組織横断的な検討」とあるが、特別支援学校（肢体不自由）の場合には学校の運営主体は東京都であり、東京都との連携も必要不可欠である。加えて学校・居場所・自宅間の移動の問題など、並行して検討すべき課題は多く、問題の全体像を利用者の視点から把握し、解決の道筋を具体的に示してほしい。</p>	<p>障害児の放課後の居場所については、放課後等デイサービス事業所に対する新たな運営助成により運営を支援することで、今後3年間で6か所の新規開設を見込むなど、受入れ体制の拡大を図っていきます。また、障害児の中学生以降の放課後の居場所の検討は、現行の放課後等デイサービスや学童クラブなどの既存の枠組みにとらわれることなく、中学生以降の障害のある子どもの放課後等の居場所づくりのあり方について、区立済美養護学校や都立の特別支援学校とも連携しながら、対応策を検討していきます。検討に当たっては、学校・自宅間の移動も含めて、利用者の視点に立った取組を検討していきます。</p>	16
33	<p>学齢期以降は普通小学校と特別支援学校に分かれてしまい、保育園時代にできた地域の友人たちとの交流が薄れてしまう実態がある。さらに学童クラブの利用について、重度重複障害児は高円寺学園・四宮森のみでの受け入れとなっているため、それまで築き上げた地域の友人たちとの交流が学校のみならず学童クラブにおいても断絶されてしまう。その上、ただでさえ普通よりも身体の弱い重度重複障害児が、普通よりも長時間かけて遠方の学童に通所することによる時間的・身体的な負荷は、本人にとっても送迎する家族にとっても大きな負担となっている。受け入れてもらえる学童があることはありがたいと思うものの、遠方の学童に日々通う重度重複障害児本人と送迎する家族が就労継続にかける努力・労力は並大抵のものではない。「年少期からのインクルージョン」を学齢期以降も切れ目なく推進するために、「すべての学童クラブにおいて、特別な支援が必要な児童を受け入れる」の対象に重度重複障害児も含め、特別な支援を必要とするすべての児童が最寄りの学童に安心して通えるようハード・ソフト面での課題把握と課題解決までの具体的な道筋を示してほしい。</p>	<p>学童クラブでの重度重複障害児の受入れに当たっては、バリアフリー環境の整備、専用区画の確保等が必要のため、現時点においては、指定の学童クラブにおいて受入れを行っているところですが、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の視点は、ご指摘のように、年少期のみならず学齢期においても重要な視点であると認識しています。区では、今後、重度重複障害児を含むすべての子どもを対象とした、より良い居場所づくりの指針となる「（仮称）杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を令和6（2024）年度中に策定することとし、現在、この基本方針策定の検討を進めているところですので、ご指摘の視点も踏まえながら検討を進めていきます。</p>	16
34	<p>杉並区は医療的ケア児に対して伴走型の支援をしていると思う。ただ、資料にも掲載されていたが、医療的ケア児は年々増えている。そのため、引き続き医療的ケア児を支援する場所（小学校以降の居場所）や親のレスパイト（本人の宿泊型施設）支援を増やしてほしい。ただ、箱型の施設やマンパワーを増やすのにはお金や施設が必要になるため、既存にある施設や学校や学童などに専門職の配置を検討した方が良いと思う。日本は、世界から見たら福祉は遅れている。しかし、杉並区は福祉が進んでおり、そのためのマンパワーや経済的な支援も進んでいると思うため、これからの3年、計画に掲載されていることを実施して、子どもたちの未来を切り拓いて欲しいと思う。また、今回の計画には書かれていないことに対しても、親のSOSの声があがったら、親のSOSに耳を傾け、どうしたらいいのかを一緒に考えて欲しいと思う。</p>	<p>医療的ケア児の伴走型の支援や居場所の確保、保護者の方のレスパイト支援等については、区としても重要な事業であると考えており、引き続き関係課と連携を図りながら取組を進めます。今後も、医療的ケア児と保護者の方のご意見について、地域自立支援協議会などで協議し、施策に反映できるよう取り組んでいきます。</p>	15
35	<p>障害児のインクルージョンの環境は推進されようという状況は感じ取れたが、文部科学省が提言する共生社会を形成するために欠かせないとされるインクルージョン教育について全く触れられていないことに驚いた。もしすでに区内の公立学校で取組みが行われているのであれば、ぜひ資料に含めて現状と将来の目標なども掲げて欲しい。</p>	<p>区では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育の推進に取り組んでいるところであり、一人ひとりの教育的ニーズに応えることができるよう、多様な学びの場の整備を行っています。本計画は、保健福祉計画を構成する障害者分野であることから、教育分野に関する取組については掲載していませんが、区長部局と教育委員会が連携して、インクルーシブ教育を進めていきます。</p>	10

NO	意見概要	区の方考え方	意見全文 (別紙1)の 該当番号
36	区立小学校、中学校において児童、生徒に発達障害に関する教育をしてほしい。	区では、すべての区立小学校、中学校において、発達障害があり、特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした特別支援教室を設置しているところですが、通常の学級とも連携し、各校の実情に応じ、児童・生徒、保護者、教職員向けに発達障害に関する理解啓発の取組を行っており、今後も同取組を継続していきます。	12
37	<p>小中学校に情緒固定級を作って欲しい 情緒の児童への指導については、支援教室(いわゆる通級の時間)が区内の全校にあるものの、特性が強い児童には情緒固定級を望む声が多い。</p> <p>杉並区障害者施策推進計画のデータで見ると手帳保持者も精神がこの5年で1400人以上増加している。年齢の内訳は不明だが、ASDやADHDが主訴の障害であり知的障害はボーダーゾーンである子が多くなっていると感じている。</p> <p>発達障害への理解が深まり、子の特性に配慮を考える(支援級を検討する)家庭が増えているのではないかと。23区では情緒固定級がある区はまだまだ少なく、あるだけで地域の特色になる。また配慮(対策、工夫)は特性のある子にだけ有効ではなく、いわゆる定型の子にも有効な場合も多々あり、障害児だけでなく学校全体がすこしやすくなるのではと期待がもてる。</p> <p>情緒固定級を作る事は障害児と定型児を分断する事ではなく、理解を深めインクルーシブな教育へと繋がると考える。まずは一校。</p>	自閉症・情緒障害特別支援学級設置の必要性は認識しているところですが、現時点ではただちに設置する予定はありません。今後も他自治体の設置状況等を参考にしながら、区としてのあり方を検討していきます。	1
38	障害者に準じる形で難病の方たちのサポートも適用いただきたく思う。完治することが少ないことは、障害者と変わりがないと思う。	本計画の策定に当たり実態や意向などを把握するために実施した「地域生活に関する調査」においても難病のある方を対象としており、日常生活に必要な支援など引き続き取り組んでいきます。	14